

## 宗像市市民参画等推進審議会会議録

日 時	平成22年11月5日(金) 10:00~12:10
場 所	宗像市市民活動交流館204会議室
出席者	<b>【委員】</b> 井上豊久、辻洋子、中里留美子、花田義男、東博子 松永年生、宮崎弘子、南博、吉田晴希 <b>【事務局】</b> 伊豆丸、石松、立石、中村、花田、井上、吉丸、木村、種田

1. 市民活動交流館長あいさつ

2. 委嘱状の交付

3. 自己紹介

4. 会長及び副会長の選出

会長に南委員、副会長に東委員を選出した。

5. 報告

(1) 宗像市協働のまちづくり推進本部の取組み状況について

別紙資料により、事務局が推進本部の取組みとして、市民参画等推進審議会の提言を受けてまとめた「市民参画等推進審議会の提言への対応について」を説明した。委員から出された意見等は次のとおり。

\*パブリックコメントの際の説明会等の開催について、提言では開催すべきとなっているが、市としてのまとめは、「原則として開催するが、説明会を開催しない場合、庁議にかける」となっている。この審議会に報告するなど、すべきではないか。

⇒説明会は開催することが大原則である。開催しない場合は、審議会に報告する。

\*パブリックコメントの際の説明会等について、構成員だけでなく、一般の人も入れるようにすべきではないか。

⇒入ることができるような方向で実施していく。

\*パブリックコメントの際の説明会等で出された意見もパブリックコメントとして意見を取り扱ってはどうか。

⇒パブリックコメントとして出された意見として扱う方向で実施していく。

\*パブリックコメントの際の説明会等で口頭で出された意見を市がまとめると、本人が考えているのと違う趣旨に取られる場合もあるのではないか。

⇒会場に用紙を用意して、本人が直接書くことができるようにするなど、本人の意思が汲み取れるような方法を検討して実施していく。

(2) 市民活動交流館スモールオフィスの利用期間等の見直しについて

別紙資料により、事務局がスモールオフィスの利用期間等の見直し案について説明した。

下記のような質問・意見等が出され、審議会としては、「来年度はこの事務局案を実施して、課題・問題等があれば改善等を行っていくべき」ということとした。

\* 3年度までの団体が優先されるのは、どこでわかるのか？

⇒市民活動交流館条例第11条改正案の条文「スモールオフィスの…略…できない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。」に書いてあるとおり、原則は3年度までで、例外として市長が認めるときに利用できることになっている。

\* 3年度を超えて利用する場合、ブースのシェアの際の利用料にも加算をすべきではないか。

⇒今回の改正は、現在の利用団体の声や、利用状況を勘案して、①3年を超えて利用できるようにすること、②より多くの団体ができるようにシェアを認めるように変更するもの。本市の団体の資金状況や他市のスモールオフィスの状況を含め、総合的に判断して、案として提示した。

## 6. 協議

### (1) 市民サービス協働化提案制度について

#### ① 諮問

#### ② 協議

事務局が提案制度の概要と提案があった10の事業の内容、採点表の書き方について説明した。その後、委員が事務局に質問等を行い、内容を説明。採点表の採点、特に採択の際の基準点の設定等について、会長と事務局で再度協議して案をまとめ、11日の審査を始める前に審議会としての結論を出すことになった。出された意見等は次のとおり。

\* 採点表の「適切なコスト」は、現在、行政がやるコストよりも上がってもいいということか。

⇒コストが上がっても、よりよいサービスが提供されればいいということである。

\* 採点表工の中の①～③はいずれかひとつ満たせばいいのか？

⇒いずれかを満たせばいい。

事務局が、11日の審査までに、提案団体の団体調書を作成するとともに、次の事項について、事務局から団体に連絡し、審査の際にあわせて説明してもらうことになった。その他、事前に質問したい事項があれば8日(月)午前中までに事務局へ質問事項を提出することになった。

提案団体①…イノシシ駆除に関する元気な島づくり補助金以外の補助金、鉄線等設置に関する市の費用の状況

提案団体③…企画書に書いてある研修に参加するための研修費は計上しなくていいのか？通信費はこの程度でいいのか？

提案団体⑦…カノコユリの規模等をどのように考えているのか？

## 市民参画等推進審議会の提言への対応について

宗像市市民参画等推進審議会が行った「市民参画・協働のさらなる推進に向けて（提言）」を受け、その趣旨を踏まえるとともに、現状で実施されていることを含め、下記のとおり事務マニュアルとしてまとめるものとする。

項目	提言の内容	事務マニュアルの内容
<b>1. 市民意見提出手続（パブリック・コメント）について</b>		
(1) 概要版の作成	計画や条例案は、資料等を含め、分量が多いので、全体を理解することは非常に困難である。概要版、ダイジェスト版などのポイントを押さえた要点集を作り、市民が理解しやすいようにすること。	<p>ア) より市民が理解しやすいような概要版を作成する。</p> <p>イ) 概要版により、庁議で説明し、承認を得るものとする。その後、この概要版を用いて、市HPへの掲載、公共施設での配置等をし、市民が当該計画や条例案をより理解しやすいようにする。</p> <p>ウ) 概要版は、パブリックコメントで計画や条例案の資料等を設置する公共施設ごとに5部程度置き、市民が持ち帰ることができるようにする。また、市HPにおいても掲載する。</p>
(2) 広報紙への掲載方法の改善	市民アンケートの結果を見ても、市広報紙が市民に一番読まれている市政の情報通信媒体であるので、広報紙でのパブリックコメントの掲載については、もっと工夫すべきである。具体的には、次のような事項について、検討を行うこと。	
① ポイントの明示	計画や条例案のポイントとなる点などを2、3つ明示して、市民が関心をもつようにすること。	ア) 市の広報紙に計画や条例案の主なポイントを2、3つ明示して、市民が関心をもてるようにする。
② 結果の報告	パブリックコメントにより、計画や条例案を変更した点など、結果の報告を適切にすること。	<p>ア) パブリックコメントの結果について、変更点等を含めた最終的な計画や条例案確定後、市HPに掲載する。</p> <p>イ) 市広報紙には意見提出状況、主な変更点、市HPに意見提出状況等を含めた最終的な計画や条例案を掲載していることを記載する。</p>

<p>③氏名公表の取扱い</p>	<p>意見提出の際に意見提出者の氏名等を書くようになっているが、これは市民も責任をもって意見を提出してもらうため、提出意見の公表は行うが、氏名等の公表はしていない。意見提出をすると、個人名が公表されるのではないかという、誤解を招かないようにするためにも、「氏名等は公表しません」ということを書くこと。</p>	<p>ア) パブリックコメントにおいて、意見を出した氏名等の公表をしないことを明らかにするため、市HP・市広報紙でパブリックコメントを実施する際、「氏名等は公表しません」という文言を明示する。</p>
<p>(3)貸出用資料の作成・貸出</p>	<p>計画や条例案について、市民が公共施設での閲覧だけで、分量が多い資料を読み、意見を提出するのは難しい。公共施設に置いてある計画や条例案と同じ、貸出用資料を別途用意して、市民が自宅でじっくりと計画や条例案を読み、意見を提出しやすいようにすること。</p>	<p>ア) 各課は計画や条例案の市民意見提出手続のための貸出用資料を4部作成する。</p> <p>イ) 市役所及び市民活動交流館でそれぞれ2部配置する。</p> <p>ウ) 市役所及び市民活動交流館での貸出受付はそれぞれの総合案内が行う。</p> <p>エ) 貸出の管理は貸出簿により行い、貸出期間は最長1週間とする。</p>
<p>(4)担当部署による説明会等の開催</p>	<p>計画や条例案について、もっと市民に対して説明を行うようにするため、必要に応じて、担当部署による説明会等を開催すべきである。</p>	<p>ア) 原則として、パブリックコメント開始前又はパブリックコメント開始後10日以内に、担当部署が、計画や条例案の内容について説明する説明会等を開催する。この説明会等は、当該計画や条例案に関係する団体等に対する説明会など、事案に応じて、関係団体等に、担当部署が適切かつ効果的と考える方法で行うものとする。(たとえば、男女共同参画プランのパブコメの際、男女共同参画を推進する市民活動団体のむなかた男女共同参画協議会に説明会を開催するなど)</p> <p>イ) 原則として説明会等の開催を行うものとするが、担当部署において、説明会等を開催しないとする場合、庁議に開催の要否を諮るものとする。</p> <p>ウ) 説明会等は、計画や条例案の内容について説明を行う場であり、協議や意見交換を行う場ではないものとする。</p> <p>エ) 説明会等で出された意見等について</p>

		は、パブリックコメントとして取り扱うなど、出された意見等の取扱いについて配慮するものとする。
(5) 1年度間に予定されている案件の広報紙等への掲載	1年度間に予定されているパブリックコメントの計画や条例案について、年度当初に広報紙等に明示し、市民があらかじめ計画的に資料等の収集ができるようにすること。	ア) 1年度間に予定されているパブリックコメントの計画や条例案について、年度当初に計画や条例案の名称、概要、予定時期、担当部署を市HP・市広報紙に掲載する。

2. 附属機関（審議会等）の議論の活性化について		
(1) 市民公募委員に対する事前学習会の開催	附属機関（審議会等）の審議内容等に応じて、市民公募委員が附属機関（審議会等）で他の委員と十分な議論ができるように、事前の学習会を開催すること。	ア) 第1回目の附属機関の会議の前に、市民公募委員その他必要な委員に対し、当該附属機関において議論する内容、これまでの経緯、想定される主な論点等について、担当部署が勉強会の要素をもった事前学習会を開催する。
(2) 委員向けマニュアルの作成・活用	より多くの市民が市政に参画できるように、附属機関（審議会等）の役割・流れ等についてまとめた委員向けマニュアルを作成し、活用すること。	ア) より多くの市民が市民公募委員等として市政に参画し、市民主体のまちづくりが推進されるように、市民活動交流室が附属機関の役割・流れ等についてまとめた委員向けマニュアルを作成する。
(3) 会議の進め方 ① 会議資料の事前配布  ② 議論の活性化	会議をより深め、効率的に進めるため、会議資料を事前に配布し、あらかじめ審議内容等について理解できるようにしておくこと。  議論が活発に行われるようにするため、附属機関（審議会等）の審議内容等に応じて、ワークショップ等の手法を用いること。	ア) 会議資料等については、委員が資料を読むことができ、会議が効果的・効率的に行われる必要な期間をあらかじめ設け、事前に配布（メール等を含む。）する。  ア) 議論を活性化するために、審議内容等に応じて、ワークショップ等の手法を取り入れ、議論が活発に行われるようにする。

\* 市民公募委員の選考に当たっては、より多くの市民が市政に参画できる機会を確保できるように配慮して行うものとする。

3. 適正な市民参画手続の実施について		
(1) 職員向けマニュアルの作成・活用	より多くの職員が市民参画について理解し、様々な議論の手法等を検討できるように、宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例に規定された附属機関（審議会等）のあり方、これまでの参考事例をまとめた職員向けマニュアルを作成し、活用すること。	ア) より多くの職員が市民参画について理解し、積極的な市民参画を推進できるように、市民活動交流室が市民参画の事務手続についてまとめたマニュアルを作成する。

宗像市市民活動交流館条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(利用期間の特例)</p> <p>第11条 <u>スモールオフィスの利用期間は、1月以上1年度以内とし、通算して3年度を超えることができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>別表第1(第12条関係) 略</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本使用料には、附属設備(冷暖房設備は除く。)の利用金額を含むものとする。</li> <li>2 午前(午前9時から午後0時まで)、午後(午後1時から午後5時まで)、夜間(午後6時から午後10時まで)を利用区分とし、午前及び午後の区分又は午後及び夜間の区分を継続して利用する場合における利用区分間の1時間の使用料は徴収しない。</li> <li>3 利用時間が1つの利用区分に満たない場合においても基本使用料等は減免しない。</li> <li>4 スモールオフィスを利用する場合において、その利用期間が1月に満たない場合においても基本使用料等は減免しない。</li> <li>5 <u>スモールオフィスを利用する場合において、3年度を超えて利用する団体及び2区画以上を利用する団体は納付すべき基本使用料に1区画につき1月当たり2,000円を加えた額を納付しなければならない</u></li> <li>6 営利を目的として利用する場合の基本使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。</li> </ol>	<p>(利用期間の特例)</p> <p>第11条 <u>スモールオフィスの利用期間は、1月以上1年以内とし、通算して3年を超えることができない。</u></p> <p>別表第1(第12条関係) 略</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本使用料には、附属設備(冷暖房設備は除く。)の利用金額を含むものとする。</li> <li>2 午前(午前9時から午後0時まで)、午後(午後1時から午後5時まで)、夜間(午後6時から午後10時まで)を利用区分とし、午前及び午後の区分又は午後及び夜間の区分を継続して利用する場合における利用区分間の1時間の使用料は徴収しない。</li> <li>3 利用時間が1つの利用区分に満たない場合においても基本使用料等は減免しない。</li> <li>4 スモールオフィスを利用する場合において、その利用期間が1月に満たない場合においても基本使用料等は減免しない。</li> <li>5 営利を目的として利用する場合の基本使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。</li> </ol>

スモールオフィスの利用規定改定案

	改定前	改定後
利用年限	最長3年	原則3年度 特に必要がある場合は、1年ごとの延長を認める。
ブースのシェアについて	1ブース1団体 (7ブース)	1ブースにつき4団体までのシェアを認める。
1団体の利用ブースの数		原則1団体につき1ブース 空きがある場合に限り2ブースまでの利用を認める。
利用料金	1ブース2000円/月	*ブース使用料 1ブースにつき2000円/月 複数の団体で利用する場合は団体間で調整して、代表団体が一括して支払う。 *追加料金(団体) (Ⅰ)4年度以上利用する団体 (Ⅱ)2ブースを利用する団体 団体ごとに(Ⅰ)(Ⅱ)各2000円/月
コピー機の利用料金	無料	カードコピー機を置き、利用枚数に応じて料金を負担する。
募集		原則毎年1回 (12月頃募集し2月頃までに決定)
決定		市民参画等推進審議会の意見を聞いて、市が決定する。

【利用料金の例】

その①（1ブースを4団体で利用する場合）

	ブース使用料	追加料金	合計金額
団体A（3年度以内）	500円	0円	500円
団体B（3年度以内）	500円	0円	500円
団体C（3年度以内）	500円	0円	500円
団体D（3年度以内）	500円	0円	500円

その②（1ブースを4団体で利用する場合）

	ブース使用料	追加料金	合計金額
団体E（3年度以内）	500円	0円	500円
団体F（3年度以内）	500円	0円	500円
団体G（4年度以上）	500円	2000円	2500円
団体H（4年度以上）	500円	2000円	2500円

その③（1ブースを4団体で利用する場合）

	ブース使用料	追加料金	合計金額
団体I（4年度以上）	500円	2000円	2500円
団体J（4年度以上）	500円	2000円	2500円
団体K（4年度以上）	500円	2000円	2500円
団体L（4年度以上）	500円	2000円	2500円

その④（2ブースを利用する団体）

	使用料	追加料金	合計金額
3年度まで	2000円×2	2000円（Ⅱ）	6000円
4年度以上	2000円×2	2000円（Ⅱ）+2000円（Ⅰ）	8000円

満たすべき基準		当該基準の審査に係る視点	点数 (1~5)	基幹コメント	総合コメント
ア	市と団体の役割分担が適切であること。	①事業計画における協働体制が適切か ②市の担当課に期待される役割が適切か			
イ	現状より市民サービスの質などの向上が図られること。	①行政のみでは提供しづらい高度で専門的な内容、あるいは豊富な量のサービスの提供が期待できるか ②民間団体等のビジョン・理念に基づいた問題意識のある提案内容となっているか ③受益者の広がりや市民満足度の向上が期待できるか			
ウ	当該団体において市民サービスを実施する体制などが整備されていること。	①同種の活動実績を有しているか ②スタッフの配置が適切になされているかなど、事業が円滑に推進できるようになっているか ③会計処理、個人情報の保護、著作権の取扱いなどについて、関係法令や市との契約などを十分理解した上で事業実施できる体制であるか ④事業を安定的に行うための資金を有しているか			
エ	市民活動団体等の特性を活かし、市民参画条例に規定する協働、コミュニティ活動の推進及び専門性が著しく高いサービスの提供が図られること。	①「協働」の推進が期待できるか ②「コミュニティ活動」の推進が期待できるか ③「専門性が著しく高いサービスの提供」の推進が期待できるか（民間事業者の場合）			1. 採択
					2. 条件を付して採択 ----- 【付すべき条件】
オ	当該団体が実施することで、より適正なコストで効率的な行政運営が推進できること。	①現状と比較しコスト縮減が期待できるか ②サービス内容を勘案した上で適切なコストと考えられるか ③手続きの簡素化など効率的なサービス提供が期待できるか			3. 不採択 ----- 【不採択の理由】

満たすべき基準		当該基準の審査に係る視点	点数 (0~4)	基幹コメント	総合コメント	
ア	市と団体の役割分担が適切であること	①事業計画における協働体制は適切か ②市の担当課に期待される役割は適切か				
	現状より市民サービスの質などの向上が図られること	①行政のみで提供しづらい高度で専門的な内容、あるいは豊富な量のサービスの提供等が期待できるか ②民間団体等のビジョン・理念に基づいた問題意識のある提案内容となっているか ③受益者の広がりや市民満足度の向上が期待できるか				
ウ	当該団体において市民サービスを実施する体制などが整備されていること	①同種の活動実績を有しているか ②スタッフの配置が適切にされているかなど、事業が円滑に推進できるようになっているか ③会計処理、個人情報保護、著作権の取扱いなどについて、関係法令や市との契約などを十分理解した上で事業実施できる体制であるか ④事業を安定的に行うための資金を有しているか				採択の可否
		市民活動団体等の特性を活かし、市民参画条例に規定する協働、コミュニティ活動の推進及び専門性が著しく高いサービスの提供が図られること	①「協働」の推進が期待できるか ②「コミュニティ活動」の推進が期待できるか ③「専門性が著しく高いサービスの提供」の推進が期待できるか（民間事業者の場合）			
オ	当該団体が実施することで、より適正なコストで効率的な行政運営が推進できること	①現状と比較しコスト縮減が期待できるか ②サービス内容を勘案した上で適切なコストと考えられるか ③手続きの簡素化など効率的なサービス提供が期待できるか				3. 不採択 ----- 【不採択の理由】

満たすべき基準		当該基準の審査に係る視点	点数 (0~4)	基幹コメント	総合コメント
ア	市と団体の役割分担が適切であること	①事業計画における協働体制が適切か ②市の担当課に期待される役割が適切か			
イ	現状より市民サービスの質などの向上が図られること	①行政のみでは提供しづらい高度で専門的な内容、あるいは豊富な量のサービスの提供等が期待できるか ②民間団体等のビジョン・理念に基づいた問題意識のある提案内容となっているか ③受益者の広がりや市民満足度の向上が期待できるか			
ウ	当該団体において市民サービスを実施する体制などが整備されていること	①同種の活動実績を有しているか ②スタッフの配置が適切になされているかなど、事業が円滑に推進できるようになっているか ③会計処理、個人情報保護、著作権の取扱いなどについて、関係法令や市との契約などを十分理解した上で事業実施できる体制であるか ④事業を安定的に行うための資金を有しているか			
エ	市民活動団体等の特性を活かし、市民参画条例に規定する協働、コミュニティ活動の推進及び専門性が著しく高いサービスの提供が図られること	①「協働」の推進が期待できるか ②「コミュニティ活動」の推進が期待できるか ③「専門性が著しく高いサービスの提供」の推進が期待できるか（民間事業者の場合）			1. 採択 2. 条件を付して採択 ----- 【付すべき条件】
オ	当該団体が実施することで、より適正なコストで効率的な行政運営が推進できること	①現状と比較しコスト削減が期待できるか ②サービス内容を勘案した上で適切なコストと考えられるか ③手続きの簡素化など効率的なサービス提供が期待できるか			3. 不採択 ----- 【不採択の理由】

満たすべき基準		当該基準の審査に係る視点	点数 (0~4)	基幹コメント	総合コメント	
ア	市と団体の役割分担が適切であること	①事業計画における協働体制は適切か ②市の担当課ご期待される役割は適切か				
	現状より市民サービスの質などの向上が図られること	①行政のみでは提供しづらい高度で専門的な内容、あるいは豊富な量のサービスの提供等が期待できるか ②民間団体等のビジョン・理念に基づいた問題意識のある提案内容となっているか ③受益者の広がりや市民満足度の向上が期待できるか				
ウ	当該団体において市民サービスを実施する体制などが整備されていること	①同種の活動実績を有しているか ②スタッフの配置が適切になされているかなど、事業が円滑に推進できるようになっているか ③会計処理、個人情報保護、著作権の取扱いなどについて、関係法令や市との契約などを十分理解した上で事業実施できる体制であるか ④事業を安定的に行うための資金を有しているか				採択の可否
		市民種か団体等の特性を活かし、市民参画条例に規定する協働、コミュニティ活動の推進及び専門性が著しく高いサービスの提供が図られること	①「協働」の推進が期待できるか ②「コミュニティ活動」の推進が期待できるか ③「専門性が著しく高いサービスの提供」の推進が期待できるか (民間事業者の場合)			
オ	当該団体が実施することで、より適正なコストで効率的な行政運営が推進できること	①現状と比較しコスト縮減が期待できるか ②サービス内容を勘案した上で適切なコストと考えられるか ③手続きの簡素化など効率的なサービス提供が期待できるか				3. 不採択 ----- 【不採択の理由】

満たすべき基準		当該基準の審査に係る視点	点数 (0~4)	基幹コメント	総合コメント	
ア	市と団体の役割分担が適切であること	①事業計画における協働体制は適切か ②市の担当課に期待される役割は適切か				
イ	現状より市民サービスの質などの向上が図られること	①行政のみでは提供しづらい高度で専門的な内容、あるいは豊富な量のサービスの提供等が期待できるか ②民間団体等のビジョン・理念に基づいた問題意識のある提案内容となっているか ③受益者の広がりや市民満足度の向上が期待できるか				
ウ	当該団体において市民サービスを実施する体制などが整備されていること	①同種の活動実績を有しているか ②スタッフの配置が適切になされているかなど、事業が円滑に推進できるようになっているか ③会計処理、個人情報の保護、著作権の取扱いなどについて、関係法令や市との契約などを十分理解した上で事業実施できる体制であるか ④事業を安定的に行うための資金を有しているか				
エ	市民活動団体等の特性を活かし、市民参画条例に規定する協働、コミュニティ活動の推進及び専門性が著しく高いサービスの提供が図られること	①「協働」の推進が期待できるか ②「コミュニティ活動」の推進が期待できるか ③「専門性が著しく高いサービスの提供」の推進が期待できるか（民間事業者の場合）				採択の可否
オ	当該団体が実施することで、より適正なコストで効率的な行政運営が推進できること	①現状と比較しコスト縮減が期待できるか ②サービス内容を勘案した上で適切なコストと考えられるか ③手続きの簡素化など効率的なサービス提供が期待できるか				1. 採択 2. 条件を付して採択 ----- 【付すべき条件】 3. 不採択 ----- 【不採択の理由】

満たすべき基準		当該基準の審査に係る視点	点数 (0~4)	基幹コメント	総合コメント
ア	市と団体の役割分担が適切であること	①事業計画における協働体制は適切か ②市の担当課に期待される役割は適切か			
イ	現状より市民サービスの質などの向上が図られること	①行政のみでは提供しづらい高度で専門的な内容、あるいは豊富な量のサービスの提供等が期待できるか ②民間団体等のビジョン・理念に基づいた問題意識のある提案内容となっているか ③受益者の広がりや市民満足度の向上が期待できるか			
ウ	当該団体において市民サービスを実施する体制などが整備されていること	①同種の活動実績を有しているか ②スタッフの配置が適切になされているかなど、事業が円滑に推進できるようになっているか ③会計処理、個人情報の保護、著作権の取扱いなどについて、関係法令や市との契約などを十分理解した上で事業実施できる体制であるか ④事業を安定的に行うための資金を有しているか			
エ	市民活動団体等の特性を活かし、市民参画条例に規定する協働、コミュニティ活動の推進及び専門性が著しく高いサービスの提供が図られること	①「協働」の推進が期待できるか ②「コミュニティ活動」の推進が期待できるか ③「専門性が著しく高いサービスの提供」の推進が期待できるか（民間事業者の場合）			1. 採択 2. 条件を付して採択 ----- 【付すべき条件】
オ	当該団体が実施することで、より適正なコストで効率的な行政運営が推進できること	①現状と比較しコスト削減が期待できるか ②サービス内容を勘案した上で適切なコストと考えられるか ③手続きの簡素化など効率的なサービス提供が期待できるか			3. 不採択 ----- 【不採択の理由】

満たすべき基準		当該基準の審査に係る視点	点数 (0~4)	基幹コメント	総合コメント
ア	市と団体の役割分担が適切であること	①事業計画における協働体制は適切か ②市の担当課に期待される役割は適切か			
イ	現状より市民サービスの質などの向上が図られること	①行政のみでは提供しづらい高度で専門的な内容、あるいは豊富な量のサービスの提供等が期待できるか ②民間団体等のビジョン・理念に基づいた問題意識のある提案内容となっているか ③受益者の広がりや市民満足度の向上が期待できるか			
ウ	当該団体において市民サービスを実施する体制などが整備されていること	①同種の活動実績を有しているか ②スタッフの配置が適切にされているかなど、事業が円滑に推進できるようになっているか ③会計処理、個人情報の保護、著作権の取扱いなどについて、関係法令や市との契約などを十分理解した上で事業実施できる体制であるか ④事業を安定的に行うための資金を有しているか			
エ	市民活動団体等の特性を活かし、市民参画条例に規定する協働、コミュニティ活動の推進及び専門性が著しく高いサービスの提供が図られること	①「協働」の推進が期待できるか ②「コミュニティ活動」の推進が期待できるか ③「専門性が著しく高いサービスの提供」の推進が期待できるか（民間事業者の場合）			
オ	当該団体が実施することで、より適正なコストで効率的な行政運営が推進できること	①現状と比較しコスト縮減が期待できるか ②サービス内容を勘案した上で適切なコストと考えられるか ③手続きの簡素化など効率的なサービス提供が期待できるか			採択の可否
					1. 採択
					2. 条件を付して採択 【付すべき条件】
					3. 不採択 【不採択の理由】

満たすべき基準		当該基準の審査に係る視点	点数 (0~4)	基幹コメント	総合コメント
ア	市と団体の役割分担が適切であること。	①事業計画における協働体制は適切か ②市の担当課に期待される役割は適切か			
イ	現状より市民サービスの質などの向上が図られること。	①行政のみでは提供しづらい高度で専門的な内容あるいは豊富な量のサービスの提供等が期待できるか ②民間団体等のビジョン・理念に基づいた問題意識のある提案内容となっているか ③受益者の広がりや市民満足度の向上が期待できるか			
ウ	当該団体において市民サービスを実施する体制などが整備されていること。	①同種の活動実績を有しているか ②スタッフの配置が適切にされているかなど、事業が円滑に推進できるようになっているか ③会計処理 個人情報の保護 著作権の取扱い などについて、関係法令や市との契約などを十分理解した上で事業実施できる体制であるか ④事業を安定的に行うための資金を有しているか			
					採択の可否
エ	市民活動団体等の特性を活かし、市民参画条例に規定する協働、コミュニティ活動の推進及び専門性が著しく高いサービスの提供が図られること。	①「協働」の推進が期待できるか ②「コミュニティ活動」の推進が期待できるか ③「専門性が著しく高いサービスの提供」の推進が期待できるか（民間事業者の場合）			1. 採択 2. 条件を付して採択 【付すべき条件】
オ	当該団体が実施することで、より適正なコストで効率的な行政運営が推進できること。	①現状と比較しコスト縮減が期待できるか ②サービス内容を勘案した上で適切なコストと考えられるか ③手続きの簡素化など効率的なサービス提供が期待できるか			3. 不採択 【不採択の理由】

満たすべき基準		当該基準の審査に係る視点	点数 (0~4)	基幹コメント	総合コメント	
ア	市と団体の役割分担が適切であること	①事業計画における協働体制は適切か ②市の担当課ご期待される役割は適切か				
	現状より市民サービスの質などの向上が図られること	①行政のみでは提供しづらい高度で専門的な内容、あるいは豊富な量のサービスの提供等が期待できるか ②民間団体等のビジョン・理念に基づいた問題意識のある提案内容となっているか ③受益者の広がりや市民満足度の向上が期待できるか				
		当該団体において市民サービスを実施する体制などが整備されていること	①同種の活動実績を有しているか ②スタッフの配置が適切になされているかなど、事業が円滑に推進できるようになっているか ③会計処理、個人情報保護、著作権の取扱いなどについて、関係法令や市との契約などを十分理解した上で事業実施できる体制であるか ④事業を安定的に行うための資金を有しているか			
エ	市民活動団体等の特性を活かし、市民参画条例に規定する協働、コミュニティ活動の推進及び専門性が著しく高いサービスの提供が図られること	①「協働」の推進が期待できるか ②「コミュニティ活動」の推進が期待できるか ③「専門性が著しく高いサービスの提供」の推進が期待できるか（民間事業者の場合）			1. 採択	
					2. 条件を付して採択 【付すべき条件】	
					3. 不採択 【不採択の理由】	
オ	当該団体が実施することで、より適正なコストで効率的な行政運営が推進できること	①現状と比較しコスト縮減が期待できるか ②サービス内容を勘案した上で適切なコストと考えられるか ③手続きの簡素化など効率的なサービス提供が期待できるか				

満たすべき基準		当該基準の審査に係る視点	点数 (0~4)	基幹コメント	総合コメント	
ア	市と団体の役割分担が適切であること	①事業計画における協働体制は適切か ②市の担当課に期待される役割は適切か				
	現状より市民サービスの質などの向上が図られること	①行政のみでは提供しづらい高度で専門的な内容、あるいは豊富な量のサービスの提供等が期待できるか ②民間団体等のビジョン・理念に基づいた問題意識のある提案内容となっているか ③受益者の広がりや市民満足度の向上が期待できるか				
	当該団体において市民サービスを実施する体制などが整備されていること	①同種の活動実績を有しているか ②スタッフの配置が適切にされているかなど、事業が円滑に推進できるようになっているか ③会計処理、個人情報の保護、著作権の取扱いなどについて、関係法令や市との契約などを十分理解した上で事業実施できる体制であるか ④事業を安定的に行うための資金を有しているか				
エ	市民活動団体等の特性を活かし、市民参画条例に規定する協働、コミュニティ活動の推進及び専門性が著しく高いサービスの提供が図られること	①「協働」の推進が期待できるか ②「コミュニティ活動」の推進が期待できるか ③「専門性が著しく高いサービスの提供」の推進が期待できるか（民間事業者の場合）			採択の可否	
	オ	当該団体が実施することで、より適正なコストで効率的な行政運営が推進できること	①現状と比較しコスト縮減が期待できるか ②サービス内容を勘案した上で適切なコストと考えられるか ③手続きの簡素化など効率的なサービス提供が期待できるか			1. 採択
						2. 条件を付して採択 【付すべき条件】
					3. 不採択 【不採択の理由】	

提案番号【10】NPO 法人九州コミュニティ研究所 委員名( )

満たすべき基準		当該基準の審査に係る視点	点数 (0~4)	基幹コメント	総合コメント
ア	市と団体の役割分担が適切であること	①事業計画における協働体制は適切か ②市の担当課に期待される役割は適切か			
イ	現状より市民サービスの質などの向上が図られること	①行政のみでは提供しづらい高度で専門的な内容、あるいは豊富な量のサービスの提供等が期待できるか ②民間団体等のビジョン・理念に基づいた問題意識のある提案内容となっているか ③受益者の広がりや市民満足度の向上が期待できるか			
ウ	当該団体において市民サービスを実施する体制などが整備されていること	①同種の活動実績を有しているか ②スタッフの配置が適切になされているかなど、事業が円滑に推進できるようになっているか ③会計処理、個人情報の保護、著作権の取扱いなどについて、関係法令や市との契約などを十分理解した上で事業実施できる体制であるか ④事業を安定的に行うための資金を有しているか			
エ	市民種別団体等の特性を活かし、市民参画条例に規定する協働、コミュニティ活動の推進及び専門性が著しく高いサービスの提供が図られること	①「協働」の推進が期待できるか ②「コミュニティ活動」の推進が期待できるか ③「専門性が著しく高いサービスの提供」の推進が期待できるか（民間事業者の場合）			
オ	当該団体が実施することで、より適正なコストで効率的な行政運営が推進できること	①現状と比較しコスト縮減が期待できるか ②サービス内容を勘案した上で適切なコストと考えられるか ③手続きの簡素化など効率的なサービス提供が期待できるか			採択の可否
					1. 採択
					2. 条件を付して採択 【付すべき条件】
					3. 不採択 【不採択の理由】